

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 旧不燃物処理工場ストックヤード外解体設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 旧不燃物処理工場

(2) 場 所 三原市久井町坂井原

(3) 敷地概要

a. 敷地面積 約 46,800 m² (解体予定建物がある敷地)

b. 地形 計画敷地は概ね平坦、一部高低差有り

(4) 施設用途 不燃物処理工場

(5) 施設・設計概要表

施設内容	処理能力	完成年月	位置 (別図参照)	図面 の有無	構造	床面積
1. スtockヤード	—	平成 5 年	①	有	鉄骨造 ・平屋	180 m ²
2. 粗大ごみ破砕処理 ヤード	—	平成 18 年	②	有	鉄骨造 ・平屋	78 m ²
3. 破砕物保管ヤード	—	平成 18 年	③	—	鉄骨造 ・平屋	65 m ²
4. ペットボトル圧縮 保管ヤード	500kg/日	平成 12 年	④	有	鉄骨造 ・平屋	82 m ²
5. 再資源選別処理施 設	30 t /日	平成 5 年	⑤	有	鉄骨造 ・平屋	304 m ²
10. ポンプ小屋 (井戸水用)	—	不明	⑩	—	鉄骨造 ・平屋	21 m ²
11. 休憩室 1	—	不明	⑪	—	木造 ・平屋	16 m ²
13. 便所	—	不明	⑬	—	木造 ・平屋	7 m ²
14. 休憩室 2	—	不明	⑭	—	鉄骨造 ・平屋	83 m ²
15. 休憩室 3	—	不明	⑮	—	鉄骨造 ・平屋	62 m ²

※別図の棟屋の内、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫の棟は残置する。

※図面「有」について、貸与図面は紙の図面。

3. 設計と条件

(1) 設計方針

a. 目的

- ・旧不燃物処理工場のストックヤード外9棟（計10棟）の解体設計を行う。
- ・敷地内の舗装や工作物の解体設計を行う。

b. 設計内容

- ・既存建物の解体
- ・付属建物その他の解体
- ・外構の解体、跡地整備

c. 業務委託の内容

- ・解体工事事前調査
- ・解体工事計画書作成
- ・解体工事数量積算
- ・解体工事費積算
- ・解体工事発注仕様書作成
- ・財産処分報告書作成

d. 留意事項

- ・既存図面をスキャンして使用する場合は可能な限り解像度を高くして取り込むこと。なお、積算に必要な文字が読み取れない場合は必ず補正すること。
- ・特記仕様書の様式については、広島県の様式（最新版）を準用すること。
なお、主要資材等について、「広島県内」は「三原市内」と書き替える。
- ・解体設計において、地下埋設物等の撤去の要否について、跡地計画への支障を最小限にとどめるため、詳細に調査を行い関係部署とも協議のうえ慎重に計画すること。
- ・限られた業務期間内で、手戻りなく、また、迅速な方針決定のもと業務を進めるため、業務着手後速やかに、改修内容及び概算事業費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示し、発注者との十分な協議のもと、目的を明確にして業務を進めること。
- ・本業務完了後の工事受注者選定における契約の不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理への配慮を徹底して業務を進めること。
- ・設計金額及び予定工期は、示している予定工事費・予定工事期間に納まる計画とすること。
なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予定工事費・予定工期に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。
- ・関係法令の規定や諸基準を遵守した計画とし、工事費縮減のため合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努め、維持管理を含めたコスト抑制及び将来の可変性を重視した設計すること。
- ・仮設計画の検討にあたっては、敷地周辺の利用状況、道路幅員、交通規制及び通学路等を調査し、搬出入車両及び重機の規模、運搬距離及び経路等、関係法令、近隣住宅への配慮と実状に応じた計画をすること。
- ・工事車両の出入口、駐車場、発生材の仮置き場、足場、工事手順、交通誘導員等の動線等を考慮し、適切な仮設計画を立案し、詳細を図面及び工事費積算に反映すること。
- ・仮囲い、防音シート、山留（シートパイル等）、タイヤ洗浄用ハイウォッシャー、敷鉄板、騒音計、振動計、デジタル粉塵計、ノッチタンク、監視カメラ、仮設照明、散水設備、交通誘導員等、敷地及び周辺状況への影響を最小限にとどめるため、必要となる内容を図面及び工事費積算に見込むこと。仮囲い、交通誘導員等の計画は関係法令及び基準等に従い、遺漏

なく確実に計画すること。

- ・電気等の各種引込み線及び埋設配管等の切り替え又は廃止、工事後の雨水排水計画、困障、地下埋設物撤去時の山留計画等の計画を関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。
- ・電気配線の撤去計画を行う。
- ・水道（井戸水）配管の撤去計画を行う。（ただし、井戸から井戸ポンプまで残置）
- ・地下埋設物（コンクリート擁壁、建物基礎（GL-1.0mまで））の撤去計画を行う。
- ・解体跡地の地表面仕上げは、舗装撤去のうえ真砂土敷均しとして計画を行う。
（ただし、斜路部の舗装残置、斜路部周辺の防護柵等は撤去）
- ・敷地周辺に埋設・設置している方塊ブロックの場外処分の計画を行う。

(3) 業務委託の履行期間

- ・契約締結日の翌日から令和8年3月19日（検査期間の9日間を含む。）とする。
（業務完了届の提出予定日は令和8年3月10日）

(4) 中間報告

- ・関係者へ進捗内容の報告等を行うため、設計概要等について中間報告を行うこと。
- ・内容は契約締結後の協議によるが、次の時期を想定している。
 - ・概算工事費 令和7年12月15日まで（厳守）

(5) 段階的提出物及び提出時期（※協議により変更できるが計画的に業務を進めること）

- | | |
|--|----------------|
| a. 期間別業務履行報告書 | 各月毎（次月7日までに提出） |
| b. 設計の内、図面一式（調査職員チェック用） | 令和8年1月9日 |
| c. 各種法令手続き（関係法令等に基づく必要な各種申請図書（土壌汚染対策法等）） | 令和8年1月26日 |
| d. 設計成果品の内、図面一式 | 令和8年2月10日 |
| e. 設計の内、積算一式（調査職員チェック用） | 令和8年2月24日 |
| f. 設計成果品（最終） | 令和8年3月10日 |

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）（以下「共通仕様書」という。）」による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本設計業務委託の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、受託者の責任と負担において全て完備しなければならない。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項は、原則すべての項目を適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

共通仕様書中、「検査職員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ・設計業務（事前調査を含む）
 - ・建築解体設計（石綿等除去、環境調査、跡地整備を含む）に関する標準業務
 - ・電気設備解体設計に関する標準業務
 - ・機械設備解体設計（プラント解体を含む）に関する標準業務

※一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（コスト縮減資料及び各種技術資料を含む。）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成及び申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

また、工事期間中の仮設計画、跡地整備等の設計を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成）
（棟ごとに工事費を算出すること。）

なお、本業務の積算は、次の図面目録に基づく算定方法による。

- ・建築解体
- ・石綿等除去
 - ①除去面積、②除去工事に必要な日数、③洗浄装置の処理能力や台数、④保護服・器具類・洗浄装置・消耗品・除去後に発生する処分量等の数量を算出する。
- ・環境調査の数量算出
 - 環境調査計画をもとに環境調査に必要な数量を算出する。
- ・敷地整備
- ・電気設備解体
- ・機械設備解体
- ・プラント設備解体
 - プラント設備解体の積算に必要な①解体人員、②再資源化量、③処分量等の数量を算出する。

- ・関係法令等に基づく必要な各種申請書類の作成及び手続き業務（申請等に係る手数料を含む。）
 - ・建築基準法（計画通知申請、仮使用申請、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出、除却届）、都市計画法（開発許可、29条申請、37条申請）、消防法等の申請手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
 - ・リサイクル計画書の作成（基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）（各種申請手数料等を含む。）
 - ・土壤汚染対策法第4条第1項に規定する届出書類の手続き業務
 - ・その他、必要な関係法令及び条例に基づく申請書類の作成及び手続き業務（各種申請手数料等を含む。）

- ・コスト縮減検討報告書の作成業務

イニシャル・ランニングコスト縮減、性能向上などコスト縮減の検討報告書の作成

- ・概略工事工程表の作成
- ・住民・議会説明等に必要な資料の作成及び協議等の対応
- ・特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六フッ化硫黄ガス、ダイオキシン等）の有害物質の有無についての事前調査結果報告書の作成及び届出手続き業務
 - ※書面調査、目視調査及び分析調査の内容を合わせた成果物とすること。
 - ※工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。
- ・工事にあたって発注者がすべき手続き等の一覧作成

電線・通信線の解約、浄化槽の廃止届、危険物関係の廃止届、備品撤去、建築基準法の完了検査、開発行為の完了検査、消防法の完了検査 など、必要な手続き一覧を作

成する。

- ・作業区域・管理区域の計画、解体工法の検討

解体工事に係る事前調査結果や既設建屋配置等を参考に、解体作業区域を計画する。また、各解体作業区域の管理区域と保護具のレベルを計画する。さらに、各解体作業区域での解体工法を検討する。

- ・管理区域の養生方法等の設定

設定した解体作業区域をもとに、各解体作業区域の養生方法、換気方法等について、必要に応じて検討を行う。

- ・環境調査の立案

事前調査の結果をもとに、各解体作業区域の作業前やアスベスト等除去作業中、アスベスト等除去完了後、解体作業中、解体作業後、施設周辺などの環境調査を立案する。

- ・工事工程の立案

施設解体工事の工事工程を計画・立案する。

- ・財産処分報告書の作成（対象は、ペットボトル圧縮保管ヤードの1棟）
- ・その他当該設計業務に必要な業務（各種補助申請資料の作成、議会説明等）

※ 各種申請等において、事前協議及び申請等は受注者が行うこと。また、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

- ・特別管理産業廃棄物等（廃石綿、PCB 他）の分析調査
- ・重金属類（溶出試験）分析調査（1m角の方塊ブロックは破壊を含む）

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 設計は、提示された設計と条件、既存設計図書、現況調査及び適用基準等に基づき行う。
- b. 積算は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 必要な資格は、一級建築士又は二級建築士とし、建築士法によるものとする。

ただし、一級建築士の資格を取得した後3年以上、二級建築士の資格を取得した後8年以上又は大学、高専卒業後8年以上若しくは、高校卒業後10年以上の実務経験を有する者とする。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。

その他の適用に当たっては次の基準を参考にし、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則
- ・建設業法
- ・建設業法施行令
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
- ・公共建築工事積算基準（最新版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・公共建築工事共通費積算基準（最新版）

- ・建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- ・建設副産物の手引き（最新版）
- ・その他関係する要領、要綱（最新版）

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・建築工事監理指針（最新版）
- ・建築設計基準（最新版）
- ・建築構造設計基準（最新版）
- ・構内舗装・排水設計基準（最新版）
- ・建築工事標準詳細図（最新版）

c. 設備

- ・建築設備計画基準（最新版）
- ・建築設備設計基準（最新版）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）

d. 積算

- ・公共建築工事積算基準（最新版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・公共建築数量積算基準（最新版）
- ・公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ・公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書

業務計画書として、業務工程表及び次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し提出すること。

- a. 管理技術者及び照査技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（建築、構造、電気及び機械等の分担業務がある場合。）
- c. 担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（協力事務所を含む。）
- d. 分担業務の各分野、具体的な業務内容（分担業務がある場合。協力事務所を含む。）
- e. 協力事務所の名称・所在地・登録番号、協力を受ける理由
- f. 緊急連絡先

- g. その他
- (4) 打合せ及び記録
- a. 業務着手時に提出する業務計画書に打合せ計画を記載すること。
 - b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めたときに打合せを行うこと。
 - c. 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者との定期的な打合せ会議(月1回以上)を行うこと。
- (5) 引渡し前における成果品の使用等
- 特記仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、履行期間中においても、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。
- (6) 成果物の取り扱いについて
- 提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成、完成後の運営及び維持管理に使用できるものとする。
- (7) 業務完了後の協力等
- 次について発注者から要請があった場合、受注者はこれに協力するものとする。
- a. 質問回答書の作成
 - b. 設計図書に疑義が生じた場合
 - c. 会計実地検査、工事監査等
- (8) 地元関係者等への説明、交渉等
- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。
- (9) 設計に際しての基本方針
- 設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。
- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
 - b. 設計施設と周辺環境との調和
 - c. 使用上の利便性
 - d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
 - e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
 - f. 条件明示(原則として特記仕様書(施工条件)に記入すること。)
 - g. 分別解体の適正化(物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること。)
 - h. 近隣建物・構造物等への配慮
- (10) 積算に際しての留意事項
- ・ 工事内訳書の単価について、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴取し金額を比較のうえ、見積額を基に採用する単価を決定すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。主な工種について、必ず見積りを徴取すること。主な工種について、調査職員と相談の上決定すること。
 - ・ 数量の拾い出しについて、後で確認できるように拾出図(部位ごと、部屋ごと等、積算数量算出書の根拠)等を提出すること。(実際に拾い出しに使用した図面の写し等、各数量が確認できるもの。簡易な物でも可)
 - ・ 工事内訳書は、(一財)建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム(RIBC2)による電子データファイルとし、Excelデータと紙データを併せて提出すること。また、見積単価を採用する場合は同システムによる見積比較ファイルを作成すること。
 - ・ 工事内訳書の入力時に、各建物及び各工種等の区分名称の最初に番号を付けること。

- ・「細目別」の摘要欄について、単価と金額を消したときに入札時の「参考数量書」として入札参加希望者が適切に積算できるように、詳細を記載すること。図面との整合を必ず確認すること。図面中に記号等を付けている場合は、極力その記号等を「細目別」の摘要欄に記載すること。
- ・週休2日工事を予定している業務で刊行物の単価を使用する場合は、刊行物の単価に「1.04」を掛けた単価に補正すること。詳細は調査職員に確認のこと。
- ・代価表を使用する場合は、必要に応じて「細目別」の摘要欄(元データの摘要欄)に詳細を記載すること。(※代価表は、入札時の参考数量書には添付しないため。)
- ・その他、内訳書の様式、作成方法等については、調査職員の指示によること。

(11) 協力業者(下請け業者)との契約について

- ・協力業者(下請け業者)との契約に当っては、平成31年1月21付け国土交通省告示第98号によって示された構造及び設備の業務報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。
- ・第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(12) 特別管理産業廃棄物等の調査(廃石綿、PCB、重金属 他)

- ・書面調査(目視調査を含む。建築及び設備)
- ・分析調査(試料採取による。建築及び設備)

【廃石綿等の分析調査】

試料採取、分析調査費を含む。

JIS A 1481-1(建材製品中の石綿含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)により判定を行う。

また、含有の場合は含有する層の判定を行う。

【PCBの分析調査】

変圧器のように絶縁油を採取できる構造の電気設備機器、シーリング材、試料採取、含有量分析調査費を含む。

【重金属類(溶出試験)分析調査】

- ・1m角の方塊ブロックを破壊して分析調査を行う。
- ・分析項目:金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)別表第一に示される26項目)
 - ①アルキル水銀 ②水銀 ③カドミウム ④鉛 ⑤有機リン ⑥六価クロム
 - ⑦ヒ素 ⑧シアン ⑨PCB ⑩トリクロロエチレン
 - ⑪テトラクロロエチレン ⑫ジクロロメタン ⑬四塩化炭素
 - ⑭1,2-ジクロロエタン ⑮1,1-ジクロロエチレン
 - ⑯シス-1,2-ジクロロエチレン ⑰1,1,1-トリクロロエタン
 - ⑱1,1,2-トリクロロエタン ⑲1,3-ジクロロプロペン ⑳チラウム
 - ㉑シマジン ㉒チオベンカルブ ㉓ベンゼン ㉔セレンまたはその化合物
 - ㉕1,4-ジオキサン ㉖ダイオキシン類

- ・上記調査箇所数

【廃石綿等の分析検体数】

廃石綿含有の疑いがある建材 9検体

【PCBの分析検体数】

電気設備機器、シーリング材 2検体

【重金属類(溶出試験)の分析検体数】

1m角の方塊ブロック内部 1検体

- ・ 廃石綿等の調査方法にあつては、建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）6. 1. 3 施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上で実施する。
- ・ なお、廃石綿等の調査（書面調査、目視調査、分析調査、検体採取を含む）については、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・ 分析調査の対象については、工事費に影響が大きい材料（作業レベル、数量など）を優先して有資格者が選定し、事前に発注者に確認すること。
- ・ 検体採取において、当該建材の「部分的な補修部分」等を分析の対象としないこと。
- ・ 廃石綿等の含有可能性がある対象が多数あり数量が足りない場合は発注者と協議をすること。分析調査ができない場合は、含有見込みとして設計書を作成すること。
- ・ 事前調査にあたり、既存資料及び現場調査の結果から、調査計画書（調査箇所、調査方法、分析方法、分析機関など）を作成して、委託者の承諾を得ること。
- ・ 調査結果報告書の作成
 - 調査・分析項目を以下の項目について整理し、とりまとめる。
 - ①施設名
 - ②日時（年、月、日、時間）
 - ③実施者名
 - ④サンプリング方法
 - ⑤サンプリング箇所を示す写真・図面
 - ⑥その他

(13) 財産処分報告書作成

補助事業により取得した財産の処分については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条及び「同施行令」第 14 条の規定を受けて、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の 6 において環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに財産処分（取り壊し、他施設への転用）を行ってはならないことになっており、その処分制限期間については、「補助事業等により取得した財産の処分制限期限を定める件」（昭和 41 年 7 月 15 日厚生省告示第 350 号）により定めている。

上記をふまえ、解体・撤去予定の施設建設当時の実績報告書をもとに、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（環企発第 080515006 号 平成 20 年 5 月 15 日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）に基づき、以下の内容について取りまとめ、廃棄物処理施設財産処分承認申請書の作成を行うものとする。

- a. 処分の種類
- b. 処分の概要
 - ①補助事業者 ②間接補助事業者 ③施設名 ④所在地 ⑤施設種別 ⑥建物構造
 - ⑦処分に係る建物延面積 ⑧建物延面積の全体 ⑨国庫補助相当額(処分に係る部分の額)
 - ⑩国庫補助額全体⑪総事業費 ⑫国庫補助年度 ⑬処分制限期間 ⑭経過年数
 - ⑮処分の内容 ⑯処分予定年月日
- c. 経緯及び処分の理由
- d. 財産処分承認基準通知の第 2 の 2 の該当項目
- e. 添付資料
 - ①対象施設の図面（国庫補助部分、面積を明記したもの）及び写真
 - ②国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し
 - ③その他参考となる資料

(14) その他

- ・設計に伴う設計条件等の整理、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ等、調査職員は極力協力して業務の遂行に努める。
- ・コスト縮減検討報告書は、基本設計及び実施設計の段階ごとに作成すること。また、ライフサイクルコストも考慮に入れたコスト縮減した項目、方法、縮減金額（根拠共）等の説明資料を提出すること。
- ・材料、仕様などの名称は、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」に基づき記入すること。
- ・定例会議の頻度と方法は協議による。方法は現地会議とWeb会議を想定する。
- ・図面内の特記仕様書に、「施工計画書作成項目」、「施工図作成項目」、「各種検査項目」の一覧を定めて明記する。
- ・期間別業務履行報告書は図面（A3判に縮小したもの）を添付して直接持参し、打合せを行うこと。
- ・関係する説明会等に同席し、その内容を設計内容へ反映させること。
- ・施工面積（外構工事含む）が3,000㎡以上となるため、土壌汚染対策法第4条第1項に規定する届け出を作成し、工事着手30日前までに広島県東部厚生環境事務所環境管理課へ提出すること。
- ・工事着手前に、監督員、工事監理者及び施工者等に対し、設計意図、内容の伝達と説明を行う。
- ・工事に際して、必要な関係法令に基づく各種申請手続きについて、担当部署と協議の上、手続き方法、手数料等を調査し、結果を整理したものととも、手続きに必要な資料（添付資料を含む。）を作成して提出すること。
- ・工事中、やむを得ず軽微な変更等が生じた場合はその検討に最大限協力し、監督員及び工事監理者等に報告すること。
- ・引き渡された成果物に関し、法律に著しく不適合であることや積算が著しく間違っていることなどが判明し、発注者に著しい損害を与えた場合は、受注者に対して損害賠償の請求をすることがある。
- ・会計検査及び外部監査の対象となった場合、発注者と共に統括、意匠、構造及び各設備設計担当者が各検査に同席すること。
- ・受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、委託者の許可なしに他の調査に使用、もしくは公表してはならない。
- ・本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査検討等は原則として受託者が行うが、現在、委託者が所有し業務に利用できる資料はそれを貸与する。ただし、資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成のうえ、委託者に提出し、業務完了時に全て返納する。
- ・受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て委託者の検査を受ける。本業務は、委託者の検査完了合格をもって完了とするが、業務完了後において報告書に記入もれ、不備または誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し納品する。
- ・受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示ない項目について疑義のあるときは速やかに委託者との協議のうえ、委託者の意図を十分に理解し、委託者の指示に従い、本業務を遂行する。
- ・業務遂行期間に提出書類の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び提出書類によっては本計画を遂行することができない箇所が発見された場合は、提出書類に対する変更を受託者の責任において行う。その他本業務の遂行にあたって変更の必要が生じた場合は、委託者の定める契約事項または指示による。

成果物	部数	備考
		提出
・ 設計図（二つ折り製本）	5部	A3判を2つ折り （1冊が150ページを 超える場合は150ペー ジ以内に分けること。 詳細は調査職員と協議 すること。）
・ その他調査職員が必要と認めるもの	必要部数	

（注）

成果物は必ず調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。ウイルス対策ソフト名を記載すること。

(3) その他提出を要する事務書類（様式は任意様式）

提出を要する事務書類	部数	備考
・管理技術者選任（変更）通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を、添付、免許・資格については証する写しをそれぞれ添付のこと。
・誓約書	2部	管理技術者の兼務制限について
・業務工程表	2部	
・期間別業務履行報告書	毎回2部	期間内に作成した図面を添付のこと。 提出回数は毎月1回とすること。
・委任（下請負）承諾願	2部	業務組織計画表を添付のこと。
・見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
・貸与品借用（返納）書	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。



参考図

※⑥、⑦、⑧、⑨、⑫の棟は残置する。

参考写真

1. ストックヤード



2. 粗大ごみ破碎処理ヤード



3. 破砕物保管ヤード



4. ペットボトル圧縮保管ヤード



5.再資源選別処理施設



10. ポンプ小屋



11. 休憩室1



13.便所



14.休憩室2



15.休憩室3



参考数量書

業務名称 旧不燃物処理工場ストックヤード外解体設計業務委託

[工事概要]

三原市久井町坂井原

用途, 構造, 面積	工場、鉄骨造 外、 計898㎡	
業務範囲	解体設計業務一式	
別途業務	無し	
履行期限	契約締結日の翌日から 令和8年3月19日 までを工期とする。	
一般事項		
《業務予算内訳》	設計金額	¥ (税込み)
〈内訳〉		
区分	金額	摘要
業務価格		
消費税額		
設計金額		

